

旧中央公民館等跡地利活用事業者募集要項

平成 28 年 9 月

狭 山 市

目 次

1	事業の趣旨	1
2	募集画地の概要	1
3	募集業種及び利用制限	2
4	申込者の資格	2
5	申込み方法	2
6	申込みに必要な書類	3
7	優先交渉事業者の決定及び申込書類の審査	5
8	契約の同時履行について	6
9	基本協定の締結等	6
10	土地売買契約等について	6
11	事業用定期借地権設定契約等について	7
12	土地の売買条件及び土地の賃貸借条件について	7
13	評価基準について	11

1. 事業の趣旨

(1) 本事業の趣旨

旧中央公民館等跡地（以下「当該用地」という。）は、狭山市中心市街地活性化基本計画において、『新たな拠点整備として公共施設等の跡地活用を検討し利用促進を図る』地区と位置づけられていることから、中心市街地の活性化に資する拠点的な機能を備えた民間施設を整備する事業者を公募し、プロポーザル方式により選定し、最も優れた事業提案をした事業者当該用地を売却又は賃借します。

(2) 事業予定地の状況

当該用地は、西武新宿線「狭山市」駅より徒歩4分の位置にあり、東側は狭山市中央図書館、南側は再開発事業による戸建住宅、西側は神社、北側は既存住宅地となっています。

平成26年頃まで中央公民館、准看護学校、武道館として使用していましたが、建物は撤去し更地となっています。敷地内には、電柱・支線、既存の擁壁等が設置されておりますので、現地を十分ご確認ください。

(3) 売買条件等

当該用地は、「3 募集業種及び利用制限」における用途のうち、定住促進施設に係る敷地を売買とし、賑わい施設等に係る敷地を事業者の選択により、売買又は事業借地の選択をできるものとしします。

また、定住促進施設並びに賑わい施設等の敷地面積についても、事業者が提案できるものとし、賑わい施設等の敷地面積については、2,000㎡以上とします。

2. 募集画地の概要

募集業種	土地の所在	地目	公簿面積 (㎡)	
定住促進施設・ 賑わい施設等	埼玉県狭山市 入間川三丁目	3444 番 8	宅地	2,279.17
		3444 番 9	宅地	1,540.21
		3460 番 4	学校用地	315
		3460 番 5	学校用地	960
		3460 番 10	宅地	73.39
		3460 番 20	公衆用道路	62
		3460 番 23	学校用地	2.36
		合計	5,232.13	

(注1) 土地を分割して一部のみでのお申込みはできません。

(注2) 土地の分筆は市で行います。また、分筆登記の結果、提案面積に誤差が出る場合があります。

3. 募集業種及び利用制限

要求水準書 P 4に定める「2 事業者の提案を求める施設」の「定住促進施設」及び「賑わい施設等」の複合用途としてください。

また、要求水準書 P 5に定める、「4 提案を認めない施設」の用途での利用はできません。

4. 申込者の資格

申込者は、次に掲げる条件を備えることが必要です。なお、複数の法人又は個人で申込む場合は、すべての申込者が各々の施設において必要な条件を満たしていることが必要です。

【共通】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 狭山市暴力団排除条例第2条(1)、(2)の規定に該当していないこと。

【定住促進施設の事業者】

- (1) 住宅を建設し、分譲する事業（以下「事業」という。）を営む者で、宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有すること。
- (2) 事業の実施に必要な知識、経験、資格、資力、信用、販売力及びアフターサービス力を有する者であること。
- (3) 土地引渡しの日から2年以内に各種関係法令等に適合して、共同住宅の建設に着手したのち、分譲または賃貸することができる者であること。
- (4) 共同住宅の建設、経営に係る資金計画が適切であり、かつ、土地売買代金を確実に支払うことができる者であること。

【賑わい施設等の事業者】

- (1) 事業の実施に必要な知識、経験、資格、資力、信用及び技術的能力を有する者であること。
- (2) 土地引渡しの日から2年以内に各種関係法令等に適合して、施設の建設に着手したのち、継続して営業することができる者であること。
- (3) 施設の建設、経営に係る資金計画が適切であり、かつ、土地売買代金又は月額賃料及び保証金を確実に支払うことができる者であること。

5. 申込み方法

(1) 募集要項配付期間

平成28年9月30日(金)～平成28年11月11日(金)

午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日・祝日は除く。)

募集要項の配付は、下記(3)へ電話連絡のうえ、来課してください。

(2) 申込み受付期間及び受付時間

平成28年11月14日(月)～平成28年11月15日(火)

午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

申込みは、下記(3)へ電話連絡のうえ、持参ください。

(3) 申込み場所

場所：狭山市 総合政策部 政策企画課（本庁舎7階）

住所：埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111 内線7132

(4) 現地確認について

平成28年10月6日(木)の13時から15時まで当該用地の現地確認が可能ですので、直接、現地までお越しください。

(5) 募集要項等に関する質問

本募集要項等に関する質問は、質問書（別添様式集 様式1-①）に必要事項を記入のうえ、電子メールで下記（7）問い合わせ先まで送信してください。（持参、郵便、ファクシミリでの提出、電話による質問は受付いたしません。）

期間：平成28年10月11日（火）～平成28年10月14日（金）

(6) 質問に対する回答

質問に対する回答は、市の公式ホームページに掲載します。ただし、回答にあたっては、質問書提出者の名称は記載しません。

回答日：平成28年10月28日（金）予定

回答の内容及びその他の内容修正等は、本募集要項の追加・訂正として取り扱います。

(7) 問い合わせ先：株式会社URリンケージ（支援業務受託者）

住所：東京都中央区日本橋一丁目5番3号

電話：03-6214-5691

e-mail：sayama@urlk.co.jp

担当：山田、和田、田代

(8) 申込後の辞退

申込書提出後に辞退する場合は、速やかに、参加辞退届（別添様式集 様式1-⑧）を提出してください。なお、申込書類等は返却しません。

6. 申込みに必要な書類

申込みに際しては、次の（1）～（4）に記載する書類を作成し、A4サイズのファイル又はファイルボックスに入れて提出してください。

※共同申込の場合、下記（1）（2）の書類等はすべての申込者が提出してください。

(1) 申込書（正本1部・副本1部の計2部、副本はコピー可）

市所定の申込書に必要事項を記入し、押印（印鑑登録されている印鑑）してください。

(2) 申込添付書類（正本1部・副本1部の計2部、副本はコピー可）

◆法人の場合

① 会社定款

② 法人登記簿又は商業登記簿謄本（直近3ヶ月以内のもの）

③ 代表者の資格証明書及び印鑑証明書（直近3ヶ月以内のもの）

④ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（直近期）

⑤ 資金調達の証明書類として、土地売買で申込み場合は、価格提示書の売買金額を確保できることを示す資料、事業用定期借地での申込み場合は価格提示書の月

額賃料の12ヶ月分及び保証金額を確保できることを示す資料(金融機関の融資証明書、預金残高証明書、所有する不動産の評価証明書等)

- ⑥ 営業報告書、会社案内書等
- ⑦ 有価証券報告書(上場会社のみ)
- ⑧ 最近期の法人税の納税証明書(基準日から3ヶ月以内のもの)
- ⑨ 申込業種に必要な免許等 ※不要な場合は除く
- ⑩ 宅地建物取引業免許の写し(定住促進施設の事業者)
- ⑪ アフターサービスに関する社内基準(定住促進施設の事業者)
- ⑫ 暴力団排除に関する誓約書(様式1-⑦)
- ⑬ 事業スケジュール(様式1-⑤)
- ⑭ 価格提示書 ※要封入、封かん(様式1-⑥)

※ 以下、a、bのいずれかの資料を提出することにより、申込書類⑤の省略が可能です。

a 申込者が東証1部・2部及び名証1部・2部の上場会社であることを示す資料(証券コード等。ただし、当募集時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)

b 申込者が東証1部・名証1部上場企業の連結対象50%を超える出資子会社であることを示す資料(親会社の証券コード及び出資比率のわかる資料等。ただし、その親会社が当募集時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)

◆個人の場合

- ① 住民票及び印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)
- ② 資金調達の証明書類として、土地売買で申込み場合は、価格提示書の売買金額を確保できることを示す資料、事業用定期借地で申込み場合は、価格提示書の月額賃料の12ヶ月分及び保証金額を確保できることを示す資料(金融機関の融資証明書、預金残高証明書、所有する不動産の評価証明書等)
- ③ 申込業種に必要な免許等 ※不要な場合は除く
- ④ 暴力団排除に関する誓約書(様式1-⑦)
- ⑤ 事業スケジュール(様式1-⑤)
- ⑥ 価格提示書 ※要封入、封かん(様式1-⑥)

(3) 事業提案書

① 基本方針

当該用地の開発コンセプト、定住促進施設や賑わい施設等の具体的な考え方を記載してください。(賑わい施設等については業態やテナント名等を可能な限り記載してください。)

また、別に定める要求水準書の設計等に関する要求水準P4～P5、本要項「13. 評価基準について」の各項目について、各項目別に対応方針等を記載してください。

- ② 賑わい創出の方策
 - 1) 狭山市駅周辺の新たな人の流れの創出、地元雇用、地元企業の活用、地域コミュニティへの貢献
 - 2) 入間川とことん活用プロジェクトとの連携
 - 3) 子育て支援施設等の設置
- (4) 設計概要書
 - 図面等の縮尺は任意としますが、サイズは最大A3版横使いとしてください。
 - ① 建物等のリスト
 - 建設する建物毎に概要を記載してください（構造、階数、敷地面積、建築面積、延床面積、建物の最高高さ、建ぺい率、容積率）。
 - ② 配置計画図（カラー）
 - 建物の配置、緑地、広場、通路、駐車場、植栽、擁壁等の位置について示してください。
 - ③ 立面計画図（カラー）
 - 4方向からの建物の立面について示してください。
 - ④ 駐車場計画
 - 駐車場の動線、出入口の配置計画、適正規模（台数）、搬入出経路等について示してください。

7. 優先交渉事業者の決定及び申込書類の審査

(1) 事業提案に関するプレゼンテーションの実施

申込者は、事業提案書に関するプレゼンテーションを行うこととします。プレゼンテーションは、平成28年12月9日（金）を予定しています。なお、日程等の詳細は、後日、申込者（代表者）に書面により通知します。

(2) 優先交渉事業者の決定

本プロポーザルの審査は、市が組織する選定委員会において、申込書類、事業提案書、設計概要書の内容について審査を行ない、優先交渉事業者及び次点者を選定します。なお、選定の結果、優先交渉事業者及び次点者について、該当なしとする場合があります。

次点者の地位は、優先交渉事業者が土地売買契約並びに事業用定期借地権設定契約（以下「売買契約等」という。）を締結するまでの間有効とし、契約締結に至らなかった場合、次点者が優先交渉事業者となります。

(3) 事業提案書の帰属

事業提案書の知的財産（知的財産基本法第2条に規定する知的財産をいう。）に係る著作権については各申込者に帰属しますが、公表、その他市が必要と認める場合に、事業者と協議のうえ、これを無償で使用できるものとします。

(4) 評価方法

「13 評価基準について」の各項目について評価したうえで決定いたします。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、平成28年12月中旬に、申込者（代表者）に書面により通知します。なお、審査の内容、結果に対する問合せ及び異議等については、一切応じられません。

8. 契約の同時履行について

共同申込等により、敷地を分割して申込み場合であっても、敷地毎同日に売買契約等を締結することとします。

9. 基本協定の締結等

(1) 基本協定の締結

市は、選定委員会での審査結果を踏まえ、平成 29 年 1 月下旬までに、優先交渉事業者と「狭山市旧中央公民館等跡地利活用に係る基本協定書」を締結します。優先交渉事業者が基本協定を締結しない場合は、辞退したものとみなし、次点者を優先交渉事業者とします。

(2) 基本協定保証金の支払い等

優先交渉事業者は、基本協定の締結にあたり、売買契約等を担保するため、土地売買の場合は、売買金額の 20 パーセント相当以上、事業用定期借地権設定契約の場合は月額賃料の 12 ヶ月分を基本協定保証金として納付してください。

(3) 有効期間

基本協定の有効期間は、売買契約等の締結までとします。

(4) 解約金

優先交渉事業者が、市の定める期日までに売買契約等を締結しない場合、市は、この基本協定を解除することがあります。なお、市が基本協定を解除した場合は、基本協定保証金は解約金として返却いたしません。

10. 土地売買契約等について

(1) 土地売買代金について

売買代金は、優先交渉事業者が提出した価格提示書の金額といたします。

(2) 土地売買契約の締結

優先交渉事業者は、平成 29 年 3 月 31 日までに、上記 (1) の価額で市と土地売買契約（以下、「売買契約」という。）を締結することとなります。なお、市の定める期日までに、売買契約を締結できない優先交渉事業者については、優先交渉事業者としての資格を失うことがあります。

(3) 売買契約に必要な収入印紙は、優先交渉事業者の負担となります。

(4) 土地売買代金の支払い

優先交渉事業者は、売買契約締結後、市が発行する納入通知書により、遅滞なく売買代金を支払うものとします。なお、「9 基本協定の締結等 (2)」に定める基本協定保証金は、売買代金の一部に充当します。

(5) 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金の支払い後、速やかに現状有姿による引渡しとなります。

(6) 所有権移転登記

売買契約に基づき、土地の所有権移転登記を行いません。優先交渉事業者は、これに協力するものとし、所有権移転登記に要する費用（登録免許税）は優先交渉事業者が負

担するものとします。

(7) 買戻し特約

当該用地は、定住促進施設及び賑わい施設等の用途を担保する為に、市が10年間の買戻し特約登記を設定します。ただし、買戻し特約の期間内であっても、定住促進施設に係る敷地は、共同住宅等の建設が完了した時点で、抹消することができます。

11. 事業用定期借地権設定契約等について

(1) 月額賃料について

月額賃料は、優先交渉事業者が提出した価格提示書の金額といたします。

(2) 保証金の設定

保証金は、上記(1)の月額賃料の24ヶ月分とします。なお、「9 基本協定の締結等(2)」に定める基本協定保証金は、保証金の一部に充当します。

(3) 事業用定期借地権設定契約の締結

優先交渉事業者は、平成29年3月31日までに、上記(1)及び(2)で決定した金額で市と事業用定期借地権設定契約(以下「設定契約」という。)を締結することとします。なお、市の定める期日までに、設定契約できない優先交渉事業者は、その資格を失うことがあります。

(4) 設定契約に必要な収入印紙は、優先交渉事業者の負担となります。

(5) 土地の引渡し

土地の引渡しは、設定契約と同時に現状有姿による引渡しとなります。

(6) 公正証書

借地借家法第23条の規定に基づき、設定契約を公正証書により締結します。なお、公正証書作成に要する費用は、市と事業者が折半して負担するものとし、公正証書作成に必要な収入印紙は、事業者の負担となります。

(7) 事業用借地権設定登記

上記(3)設定契約に基づき、事業用借地権設定登記(以下「設定登記」という。)を行いません。事業者は、これに協力するものとし、設定登記に要する費用(登録免許税、登記手数料)は優先交渉事業者が負担するものとします。

12. 土地の売買条件及び土地の賃貸借条件について

【共通】

(1) 建設義務等

① 定住促進施設

優先交渉事業者は、土地の引渡しの日から2年以内に、申込時に提出した設計概要書に基づき、当該用地に共同住宅等の建設に着手したのち、分譲または賃貸してください。

② 賑わい施設等

優先交渉事業者は、土地の引渡しの日から2年以内に、申込時に提出した設計概要書に基づき、当該用地に施設等の建設に着手したのち、継続して営業してください。

(2) 施設建設計画

優先交渉事業者は、当該用地の開発行為に係る施設を建設するにあたっては、各関係

機関との協議終了後、施設の建設計画図（以下「施設建設計画図」という。）を市政策企画課に提出してください。なお、施設建設計画図の提出後、その内容を変更しようとするときも同様とします。

(3) 用途外使用の禁止

優先交渉事業者は、当該用地を申込時の用途・業種以外に供することはできません。

(4) 瑕疵担保責任

当該用地に隠れた瑕疵があった場合、土地の引渡しの日から2年間に限り、市はその責務を負うものとします。

【土地の売買条件】

(1) 契約解除

土地の引渡しの日から10年間に優先交渉事業者が本募集要項及び売買契約に違反したとき、市は催告せず、売買契約を解除し、又は土地を買い戻すことができます。この場合、優先交渉事業者は、売買代金の20パーセント相当の違約金と市が定める土地使用料相当額を支払うこととします。ただし、定住促進施設に係る敷地には、土地の引渡しの日から共同住宅が建設完了するまでの間とします。

(2) 公租公課について

土地に賦課される固定資産税・都市計画税は、優先交渉事業者への土地の引渡しの翌年から課税されます。

(3) 市の承諾を要する事項

優先交渉事業者は、下記①～②に掲げる行為をしようとするときは、事前に市に承諾を得てください。

① 土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利、若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転しようとするとき。

② 通常必要とされる程度を超えて土地の現状を変更しようとするとき。

(4) 市への通知義務

優先交渉事業者は、下記①～⑧に掲げる事由が生じた場合は、直ちに、その旨を市に通知してください。

① 死亡し、又は後見、保佐、補助若しくは任意後見が開始され、若しくはこれらが取り消され終了したとき。

② 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、その他会社の組織に大きな変更をもたらす行為があったとき又は解散若しくは営業を停止若しくは廃止したとき。

③ 氏名、名称若しくは代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

④ 滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てを受けたとき。

⑤ 特別清算開始の申し立てがあったとき。

⑥ 企業担保権実行手続の開始、破産又は更正手続開始の申し立て(自己申し立てを含む。)があったとき。

⑦ 一般承継により、土地の借地権及び建物の所有権が移転したとき。

⑧ 土地が著しい損傷を受けたとき。

【土地の賃貸借条件】

(1) 賃貸借期間

賃貸借期間は、賃貸借開始日から 20 年以上 30 年以内の間での事業者提案とし、賃貸期間満了時の事業用定期借地の再設定は、原則行わないものとします。

(2) 月額賃料の支払方法

賃貸借開始日の属する年度の賃料は、賃貸借開始月分から 3 月分までを一括して年度末までに、翌年度以降の賃料は、毎年度 4 月分から 3 月分までを一括してその年度末までに市の定める方法により支払うこととします。なお、賃貸借開始日及び賃貸借終了日の属する月の賃料は、1 ヶ月を 30 日として日割り計算した額とし、1 円未満の端数が生じた時は、これを四捨五入するものとします。

(3) 保証金の支払等

優先交渉事業者は、賃料の支払い、土地の原状回復、その他、設定契約から生ずる債務を担保するために、「11. 事業用定期借地権設定契約等について (2)」で設定した保証金を市に預託してください。なお、保証金は、賃貸借の終了後に債権債務を相殺のうえ、無利息で返還します。

(4) 月額賃料の改定

土地の賃料は、原則として、固定資産税の基準年度毎に、当該基準年度の 4 月 1 日以降における賃料を次に掲げる式により改定します。

$$\text{改定後の賃料の額} = (A) \times (C \div B)$$

A : 従前の賃料の額 (月額)

B : 従前賃料決定時の固定資産税評価額

C : 改定後の固定資産税評価額

(5) 契約解除

市は、優先交渉事業者が本募集要項及び設定契約に違反すると認めた場合、催告によらないで設定契約を解除することがあります。なお、市が設定契約を解除した場合、優先交渉事業者は市に対して賃貸借終了日の属する月あたりの賃料の 24 ヶ月分に相当する額を解約金として支払うこととします。

(6) 優先交渉事業者の申出による契約解除

優先交渉事業者が設定契約の締結日以降に、設定契約を継続することができない事由が発生したときは、書面により設定契約の解除を申し出ることができます。市がこれをやむを得ないと認めた場合に限り、賃貸借は終了するものとします。この場合、事由の如何を問わず、市に対し賃貸借終了日の属する月あたりの賃料の 24 ヶ月分に相当する額を解約金として支払うこととします。なお、天変地異等により賃借人の責に帰さない事由で設定契約を継続することができない場合は、この限りではありません。

(7) 市の承諾を要する事項

賃貸借期間内に次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市の承諾が必要です。

- ① 事業用定期借地権を譲渡し、又は当該用地を転貸しようとするとき。
- ② 施設の建設に伴い、通常必要とされる程度を超えて当該用地の現状を変更しようとするとき。
- ③ 施設の建設を完了した後、継続して営業しないとき。
- ④ 施設を当該用地の申込み時の用途・業種以外に供しようとするとき。
- ⑤ 施設の一部又は全部について所有権を移転し、又は質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転しようとするとき。
- ⑥ 施設を再築し、又は増改築しようとするとき。
- ⑦ 保証金返還請求権を譲渡し、又は質入れしようとするとき。

(8) 市への通知義務

賃貸借期間内に下記①～⑧に掲げる事由が生じた時は、直ちに、その旨を市に通知してください。

- ① 死亡し、又は後見、保佐、補助若しくは任意後見が開始され、若しくはこれらを取り消され終了したとき。
- ② 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、その他会社の組織に大きな変更をもたらす行為があったとき又は解散若しくは営業を停止若しくは廃止したとき。
- ③ 氏名、名称若しくは代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。
- ④ 滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てを受けたとき。
- ⑤ 特別清算開始の申し立てがあったとき。
- ⑥ 企業担保権実行手続の開始、破産又は更正手続開始の申立て(自己申立てを含む。)があったとき。
- ⑦ 一般承継により、土地の借地権及び建物の所有権が移転したとき。
- ⑧ 土地が著しい損傷を受けたとき。

(9) 原状回復義務

事業運営期間(賃貸借期間)が終了するとき、または契約解除により賃貸借期間が終了するときは、優先交渉事業者は直ちに当該用地に存する施設及びその他の工作物を収去し、賃貸土地を更地の状態に復して、市に返還することを原則とします。ただし、市と優先交渉事業者との間で、事業運営期間終了前において事業運営期間終了後の施設の活用方法について協議し、建築物、擁壁、階段等堅固な工作物で、市が賃貸借期間終了時に安全性を確認し存置を認めた場合に限り、収去を免除することがあります。

13. 評価基準について

(1) 本事業の基本方針について

評価内容	
中心市街地の活性化に資する拠点的な機能を導入するにあたっての基本的な考え方	

(2) 要求水準に関する評価項目

評価区分	評価項目			評価内容
	大項目	中項目		
要求水準等	設計等に関する配慮	景観・環境への配慮		狭山駅市西口駅前の景観や当該用地周辺の住環境に配慮した建物になっているか
		配置・動線計画	周辺施設を考慮	周辺施設を考慮し、オープンな設計となっているか
			歩行者の安全と利便性	施設利用者や歩行者の安全性を確保する計画となっているか
			車両動線	周辺道路への交通負担及び歩行者の安全に十分配慮した計画となっているか
	提案を求める施設	定住促進施設		50戸以上の共同住宅が確保されているか
		賑わい施設等	敷地面積と床面積の要件	敷地面積2,000㎡以上、かつ、延床面積1,500㎡以上を確保しているか
			導入機能	飲食・物販等の商業系、レクリエーション施設等の娯楽系が計画されているか
		駐車場、駐輪スペース		法令や条例等で必要となる台数以上を確保しているか
	提案を期待する施設	入間川とことん活用プロジェクトとの連携		「入間川とことん活用プロジェクト」と連携し交流人口を増やす取組となっているか
		子育て支援施設		0～2歳児を対象とした民間保育園の設置にかかる取組
		その他施設		地元経済の活性化に貢献する施設の設置にかかる取組
	価格	価格提示書に記載の金額を評価		